

第4回一宮南中学校区 幼保一元化に係る地域の委員会

と き：平成28年2月23日（火）午後7時30分～

ところ：一宮市民局 2階 会議室

発言者	議題・発言内容
事務局 会長	<p>開 会</p> <p>あいさつ</p> <p>報告及び協議事項について、昨年12月にちくさ杉の子こども園への視察を行いました。参加できなかった委員もおられますので事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 会長 委員	<p>&lt;添付の資料に基づいて説明&gt;</p> <p>質問等があればお願いします。</p> <p>視察には参加できませんでしたが、ちくさ杉の子こども園の母体は社会福祉法人だが職員の身分保障や人事権はどこになりますか。</p>
事務局 委員	<p>(資料8ページの職員組織より) 園長はこども未来課から派遣をしている市の職員です。それ以外の職員は社会福祉法人の職員となり、人事権も社会福祉法人となります。</p> <p>園長以外の社会福祉法人の職員の給与は市の基準によるものですか。</p>
事務局	<p>私立の認定こども園や認可保育所については、国が定めた保育単価に基づいて市が子どもの人数に応じた運営費として支払いをしています。</p> <p>その保育単価は国家公務員の給料表が基になっており、人事院勧告も反映されています。実際に社会福祉法人が支払われる給料等は当該法人において決められたものとなりますが、市が社会福祉法人へ支払いをするものは、国の基準による保育単価に基づいた額の支払いをします。</p>
事務局 委員	<p>そのことから、兵庫県による指導監査もあり、給与等については市へ報告をしていただく義務もあります。</p> <p>市からの補助もありますか。</p>
事務局	<p>運営費は、国が1/2、県と市が1/4ずつ負担をしています。それとは別に養護教諭、栄養士、地域子育て支援員の配置など市独自の支援もあり、それが公私連携型の特徴です。具体的には資料3ページの11人までが国の基準に基づくもので、これに追加で独自の支援として7人の職員がいます。</p>
事務局	<p>また保育料につきましては、市が定めた保育料となります。</p> <p>無認可の保育所では保護者からの保育料で運営を行われますが、職員の配置基準等が最低限の配置となるため、他の自治体では子どもに対して虐待があったなど、良くない事例が報告されることがあります。認定こども園や認可保育所では、市が定めた保育料も含めて、国が定めた運営費で運営される</p>

委員	<p>ため、運営に必要な経費は保証されており、私立であっても、安心して利用していただくことが出来ます。</p> <p>一宮北、一宮南中学校区においても、この千種の運営方式に基づいて決めるのですか。</p>
事務局 委員	<p>一つの手法として提案しています。</p> <p>この千種の例でいくと、小学校の規模適正化を実施する平成30年4月には間に合わない。平成30年以降の染河内幼稚園の子ども行き先は決まるのですか。もし間に合わなければどうされますか。幼保の一元化ではなく、小学校の規模適正化後の幼稚園をどうするのか、この委員会とは別のところで決める必要がある。</p>
会長	<p>幼稚園の取り扱いについてはこの話の後にお願いしたい。</p> <p>今は、ちくさ杉の子こども園の内容について、他に意見はありませんか。</p>
委員	<p>3歳児から5歳児は幼稚園か保育所かを保護者が選べますか。</p> <p>資料では、保護者の就労に関係なく利用できるとありますが、0, 1, 2歳児は保護者の就労が必要なのではないかと思います。もしそうであればそういった広報をお願いします。</p>
事務局	<p>次に幼稚園部の降園後の取り扱いについてですが、資料の7ページでは預かり保育と書かれていますが、幼稚園教諭の専任化加配（代替保育教諭）ということで資料の3ページに書かれていますが、千種の場合ですと延長保育教諭がひとりで預かり保育にかかられて、いわゆる学童保育をそこで実施されることになるのかという確認と、8ページの職員組織の中で保育教諭とは保育士、幼稚園教諭の両方の免許（資格）が必要なのですか。具体的に誰がどの担任なのか、できる範囲で結構ですので教えてください。</p>
事務局	<p>資料3ページの上の表ですが、3歳児から5歳児は幼稚園部か保育園部かを選ぶことができますが、保育園に行かせるためには保護者の就労が必要です。保護者が働いている・いないにかかわらずすべての子どもが利用できるというのは、3歳児から5歳児については、幼稚園と保育所の機能を兼ね備えているので、保育を必要とする、しないに関らず同じ施設を利用が可能ということです。ご指摘のように0, 1, 2歳児は保護者の就労がなければこども園に入ることはできません。毎日の利用はできませんが、一時預かりとしての利用は可能です。</p>
事務局	<p>保育教諭とは、この幼保連携型の認定こども園で保育をするにあたっての新しい職名です。保育士、幼稚園教諭の両方の資格を必要としますが、今は5年間の経過措置期間でもあり、片方の資格でも保育教諭と認められています。両方の資格を取得すれば幼稚園部、保育園部のどちらにでも異動することができるようになります。</p> <p>&lt;具体的にだれがどの担任かというところは、資料8ページの職員組織に</p>

<p>委員</p>	<p>基づいて具体的に説明&gt;</p> <p>幼保一元化計画について、完全な民営化だと理解していました。公私連携とかでなく、公か民か、どちらか1本になりませんか。</p> <p>既に始められている千種はそれでいいと思いますが、園長は市が派遣している、それ以外の職員は民間でということですが任命権のこともあり、やはり最終的にはどちらか1本とした方がよいのではという思いがあります。</p> <p>また、0歳から5歳児までの地域全体の子ども77人のうち52人がこども園に、では、それ以外の25人は家で見ているということですか。民間での運営なら入所していない家庭に入所の案内をされるようなことになると思うのですがどうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>幼稚園の園長を派遣していることについては、従来幼稚園でやっていたことを保育園だけを運営されていた社会福祉法人に引き継ぐという意味で、期間を限定して派遣しています。いずれは完全な社会福祉法人による運営になります。また、民間なら入所の勧誘に行くようなこともあってはないかというご指摘については、制度の仕組みとして定員が少ない方が単価が高く設定されており、赤字にならない仕組みがあります。さらには社会福祉法人として教育委員会の関わりもありますので、勧誘に回るというようなことは過去にもなく、また将来的にもないように指導も行います。</p> <p>こども園に行っていない25人につきましては、0歳児、1歳児など、保護者が育児休暇などを利用して家で見られているケースがあります。</p> <p>また、5歳児では16人全員がこども園を利用しており、小学校へのスムーズな連携も図ることができています。</p>
<p>委員</p>	<p>4歳、5歳児は保育園部と幼稚園部とで別れた形ですが、同じところで過ごしているのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>3～5歳児は、幼稚園と保育園に関係なく、年齢ごとのクラスとなります。資料の7ページですが、3～5歳児の部屋で午前中は一緒に幼児教育を受けています。また、生活発表会があった時の写真を付けていますが、今年は、それぞれの制服を暫定的に着ていますので、幼稚園の子どもと保育園の子どもの様子がよくわかると思います。</p> <p>制服につきましては、まだ移行期間中であり、保護者の負担を考慮して、従来の制服を引き続き使用していますが、子どもたちを区別しているというわけではありません。</p>
<p>会長</p>	<p>保育園部は午後からも引き続き預けられるところで、幼稚園部はお昼までということですね。</p>
<p>事務局 会長</p>	<p>はい。幼稚園部は給食を食べて帰るということになります。</p> <p>わかりました。千種のこども園の件につきましてはここまでにします。</p> <p>次に幼保一元化に係る今後の進め方について、事務局からお願いします。</p>

事務局	<p>資料の9ページに今日みなさんに確認していただきたいことがあります。</p> <p>事務局としての提案ですが、平成28年度中のできるだけ早い時期に、この地域の委員会で幼保一元化を進めることに同意をいただいて、新しいこども園をつくるための協議会へ移行をさせていただきたいと考えています。</p> <p>この委員会に諮らせていただいていますのは、実施の時期と場所、運営のあり方についてです。教育委員会の提案としましては、実施の時期は平成31年4月、場所は小学校との連携を考慮して、神戸幼稚園を活用して、運営のあり方につきましては、宍粟市認定こども園運営ガイドラインに示す幼児教育・保育を実施できる社会福祉法人の運営として承認をいただきたいと思います。</p> <p>その承認がいただければ運営法人を募集し、認定こども園運営法人選定委員会を開催して、ここにいらっしゃる委員のみなさんの意見を聞きながら選定をさせていただきたいと考えています。</p> <p>次に2番目として、幼稚園の取り扱いについてですが、宍粟市では少子化が進む地域において、子どもの育ちに必要な子ども集団の確保と質の高い幼児教育・保育環境を整備することを目的として、平成21年8月に宍粟市幼保一元化推進計画を策定して、認定こども園の整備を推進しています。一方、地域では小学校の規模適正化による再編が先行しており、保幼小の切れ目のない接続が課題となっています。そこで、小学校の規模適正化が終了した地域では、幼保一元化による再編が終了するまでの期間について、地域の保護者の要望により、例外的に既存の幼稚園、この地域では染河内幼稚園を休園し、区域外への幼稚園、即ち神戸幼稚園への就園を認めています。このことから、学校規模の適正化を実施した校区では、できるだけ速やかに、幼保一元化が実施できるように協議を進めたいと思います。これまでには千種幼稚園・菅野幼稚園・波賀幼稚園でも実施しており、この4月からは一宮北中学校区の三方幼稚園でも実施する予定です。</p> <p>以上の2点を提案させていただきます。</p>
委員	<p>幼保一元化の話は進めるが、幼稚園の取り扱いについてはいつ進めるのですか。</p>
事務局	<p>幼稚園の区域外就園につきましては、あくまでも保護者の考えを尊重しています。染河内幼稚園に残るということならそれもできます。また神戸幼稚園に区域外就園をするということもできるということは先ほど説明をさせていただきましたとおりで。一宮北中学校区では保護者から説明がほしいということも聞きましたので、教育委員会が出向き説明をしたこともあります。</p>
委員	<p>説明を聞き、一緒に神戸幼稚園に区域外就園ということになれば、通園バスのことなど詳細を決める機会はないということでしょうか。</p>
事務局	<p>幼稚園の保護者が、区域外就園を希望するのか、そのまま残すのかとか、</p>

副会長	<p>その方向性が決まらなければ、詳細を決めることにはならないと思います。</p> <p>では、幼保一元化を進めながら、神戸幼稚園に区域外就園をするとしたときに、地域ではそれでよかったと、いつまでもその状態が続くのであれば市が求める幼保一元化が進まないのではないかと思います。もちろん保護者の方々への説明も大事だと思いますが、幼保一元化施設を引き受けてくれる社会福祉法人への働きかけもより大事なのではないかと思います。その対応についてどのようにされるのか、どのようにされているのか、説明できる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>事務局としましては、幼保一元化の推進が最善であると考え、進めさせていただいておりますが、それが小学校の規模適正化に間に合わない場合に、保護者の希望に基づいて、区域外就園を認めさせていただいています。</p> <p>市内の民間保育部会においても、市の幼保一元化計画は説明をさせていただいており、この校区内の法人への説明もしています。</p>
事務局	<p>この会では、まず方向性を出していただきたいと思います。新しい施設を建てるとするならば3年なり4年はかかりますので、その間はやはり区域外就園というかたちが望ましいのかと思います。幼保一元化施設の運営のあり方など、この会の方向性を決めていただいて、できるだけ早く新しいこども園をつくるための協議会へ移行したいと思います。</p>
委員 事務局	<p>平成31年開園というのは、一宮北も波賀も同じ時期ですか。</p> <p>今は、最短の期間として、同じ提案をさせていただいています。</p> <p>また、参考までに、山崎の「みのり保育園」がこの4月からこども園になるための準備を進められています。幼保連携型で目指されていますが、千種の子ども園とは違い公設民営ではありません。ただ市から意見書を付け、将来は菅野幼稚園も含んだ幼保一元化施設として運営いただくようお願いをしております。</p>
会長 事務局	<p>社会福祉法人独自でもこども園ができるのですか。</p> <p>できます。運営費についても国や県、市からも支援があります。</p>
会長 事務局	<p>菅野幼稚園はまだ含まれていないのですね。</p> <p>菅野地区は、今は、地域の委員会や協議会もありませんので、協議をしておりますが、将来的には公立の菅野幼稚園をどうするのか。地域と協議する予定にしております。</p>
会長 事務局	<p>波賀と一宮北の状況をもう少し教えてください。</p> <p>波賀にはみどり保育園があり、千種と同じように、公設民営による幼保連携型で提案しています。千種のこども園の視察も実施しましたが、方向性は決まっております。</p>
会長 事務局	<p>一宮北中学校区には民間がありませんがどうされますか。</p> <p>ご指摘のとおり民間の保育所はありませんが、そういった場合は市内の社</p>

会長	<p>会福祉法人に担い手を募ります。</p> <p>この委員会の今後の方針としての28年度中のできるだけ早い時期にということ、今日でなくてもよいのですね。</p>
事務局	<p>それぞれ地域に持って帰り報告をされる必要もあるでしょうし、この案にもありますように、平成28年度中のできるだけ早い時期に協議会に移行をお願いしたい。</p>
会長	<p>小学校の規模適正化が平成30年4月からということで決定をしています。染河内幼稚園について、その時に残るようなことはしないと教育長からも第1回の委員会で確認をいただいたと認識しています。教育委員会としてはそれでよろしいですね。</p>
事務局	<p>はい。小学校の規模適正化の時期と合わない場合は、幼保一元化による再編が終了するまでの期間について、地域の保護者の要望により例外的に既存の幼稚園を休園し、区域外の幼稚園への就園ができるとしています。</p>
会長	<p>具体的には染河内幼稚園を休園し、神戸幼稚園に区域外就園をするということですね。</p>
委員	<p>本来なら幼保一元化の実施も平成30年4月からが望ましいとは思いますが期間的にも決めるべきこともあり、方針にある平成31年から1年繰り上げてということは難しいのでしょうか。できれば幼稚園と小学校は一体といったような認識もありますので一緒に話を進めていただきたかったところもあります。</p>
事務局	<p>小学校の規模適正化は主に教育委員会内部のことではありますが、幼保一元化を進めるうえでは実施主体が違うということもあります。</p>
委員	<p>平成30年4月が難しいというのは受け皿となる民間側の準備も難しいということですか。</p>
事務局	<p>そういった部分もあろうかと思えます。公私連携型で計画をしていますが、千種で実施していることが同じようにこの地域でも実施できるとは限りません。また協議会を進めていくなかでもいろいろな意見があろうかと思えます。よりよい施設としていくためにも30年4月は難しいと考えています。</p>
委員	<p>この方針でやりましようとなれば、現にある幼稚園は新しい認定こども園ができた時点で廃園となるのですか。幼稚園が残るということはなく、必ずこども園に行くことになるのですね。</p>
事務局	<p>方向性が決まり、こども園を進めていくということになれば廃園をするということも考えられます。</p> <p>基本的には、幼保一元化によりこども園ができたときに廃園になります。ただし、波賀の野尻幼稚園の例のように、地域から活性化のために利用したいということになれば、こども園ができる前でも廃園ができる方向でも考えています。</p>

委員	波賀や一宮北と合わせて、同時に幼保一元化に向けてスタートをしたときに、波賀や一宮北の保護者が一宮南に通える、一宮の子どもが山崎も含めて選択ができますか。
事務局	最終的に市内のすべての校区にこども園ができますと、保育園部につきましては園区はありませんので保護者で選択ができます。幼稚園部につきましては中学校区を対象校区、園区にしようと考えています。
委員	10年かかるかもしれませんが市内一斉にこども園になれば保護者も今より広く選べるということになりますね。
事務局	そうなればいいのですが山崎町内には3つの中学校区がありますが、その校区内に民間が多くあったりひとつしかなかったりバランスが違うこともあり、なかなか進まない理由もあります。
会長	今日は、こども園をどうするかというところまでは決められない。しかし、当委員会としては、平成30年の学校規模適正化に合わせ、染河内幼稚園を休園し、神戸幼稚園に区域外就園をするということ。そして、幼保一元化については、28年度のできるだけ早いうちという方針を決定したい。よろしいか。
委員	幼稚園の話は決まっていることだと思います。この委員会では幼保の話だけをして、それが31年4月に間に合わないということなので、そこに幼稚園の話を一緒に考えると余計に話が長くなりませんか。幼稚園の話は小学校の規模適正化から出てきた話なので、そのことは学校規模適正化の委員会に話を戻したほうがよいのではないかと思います。
会長	学校規模適正化の委員会で決まる話ではありません。
事務局	一宮北中学校区でも、それぞれの委員会でも決められず、別個に対応したという経緯があります。保護者のみなさんの要望を聞きながら、できることとできないことを整理し、それでも区域外就園をしようという決定をした経緯があります。
会長	ここで方向性を決めて、それからPTAや幼稚園などと協議をしながら進めていかなければ間に合わないと思います。それでよろしいね。
事務局	事務局としましても幼稚園の方に個々に説明に行かせてもらうことを考えています。
会長	それは大切なことです。よろしくお願いします。
委員	染河内幼稚園は平成30年に休園して神戸幼稚園に行くわけですが、1年だけは神戸幼稚園の卒園となります。そのあたりが少し感情的になるところで、本来なら30年に幼保一元化施設も開園ができていればそのあたりも解決できていたのと思います。
会長	あなたが言われることは、30年にはこども園にしてほしいということですか。

委員	そうしなければしょうがないと思うのですが、みなさんどうですか。
委員	間に合わないといわれているのに難しいと思います。
委員	保護者等の承諾もちろん必要ですが、受入れ主体の問題もあり、30年の開園は難しいですね。
会長	社会福祉法人の考え方、計画もあるでしょうからそのあたりも問題でしょうね。
事務局	受入れ団体を応募して、それを決定してから確約ということになります。
事務局	先ず、ハード面につきましても、1年半くらいは建設工事に要します。あらかじめの設計にも半年ほど要します。その設計の段階では、千種の例では協議会からの意見を多く取り入れましたので当初の計画から半年遅れることとなりました。
	そういったことから31年4月からなら妥当な準備期間を持って開園に備えることができると考え、提示させていただいたところです。
委員	幼稚園の園名について、以前、議会に諮れば変えることができるといわれていましたが事務局どうですか。
事務局	変えることは考えていません。新設の園ではありませんので議会に提案する理由がありません。
委員	それは、変更はできるが変更する理由がない、該当しないからできないということですね。
事務局	小学校や園が統合して新たな園になる、そういった場合は名前を変更することができますが、それ以外の場合はできません。
委員	神戸幼稚園の名称で卒園をさせることも可哀そうだと思いますが、地域としてもこども園ができるのが数年遅れた場合、その間も休園した状態のまま残ることになり、何年か経ってから閉園ということになっても閉園式をするのかなど、そのあたりのことも気になります。
事務局	閉園式はそれぞれで違います。休園の取り扱いですが、小学校と一緒にされたところもありますし、されないところもあります。また、記念誌をつくられるところもあります。
会長	染河内幼稚園は休園し、神戸幼稚園に区域外就園をする。時期は小学校と同じ平成30年4月。異議はありませんか。
委員	ありません。
事務局	この委員会としては、染河内幼稚園を休園し、神戸幼稚園に区域外就園するという方向で要望をされ、平成30年4月までの間には通園の方法などの協議もしていくということで、こちらを進めさせていただきます。
会長	今日のところはそこまでしか決められません。
委員	卒園証書は染河内幼稚園名では出せないということですね。
事務局	休園をしている園の名称では証明をしておりません。

委員	委員の構成につきまして、それぞれの任期もあろうかと思えます。平成28年度のメンバーは、どのようになりますか。
事務局	この4月でそれぞれ委員さんの入れ替えもあろうかと思えます。このままのメンバーで進められるか、入れ替えをされるか、この中でも協議いただければと思います。
事務局	1回目の委員会で、この会の要領を説明させていただいています。 < 幼保一元化地域の委員会要領中、委員について説明 > それぞれの関係者、団体から選出していただきますが、このまま継続いただける場合は継続を、変わられる場合はそれぞれで次年度への引き継ぎをお願いします。
会長	委員について、よろしいか。 なるべく、子どもさんが保育所や幼稚園におられなくなっても、引き続きよろしくをお願いします。
事務局	事務局から、他にありませんか。 委員につきまして、それぞれの団体で協議をお願いし、次年度の委員の選出をよろしくお願いします。
会長	以上、他に意見がなければこれで終わりにしたいと思います。
副会長	学校の規模適正化委員会、この幼保一元化の委員会、両方とも3年も前に始まったと記憶しています。学校規模につきましてはご存じのとおり30年4月からと決定しておりますが、幼保一元化につきましては、難しいと少し足踏みの状態となっています。染河内小学校に県立森林大学校の開設が発表されたり、一宮北中学校区では学校規模適正化に合わせ、三方幼稚園に区域外就園をされることが具体的に決まるなど、当地区の幼保一元化についても、何も急ぐ必要はありませんが、継続して進めていかなければならないことは明白であります。今日もいろいろな意見が出ましたが、今後もいい方向に進んでいくのではないかと考えています。本日は本当にありがとうございました。